

平成 24 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

平成 25 年 12 月
岩手県環境生活部環境保全課

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

法第 28 条の規定により、焼却施設等の設置者には、排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類を 1 年に 1 回以上測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられています。

また、県知事は、施設設置者からの報告を取りまとめて公表することとされています。(詳細は、表のとおりです。)

(1) 各施設に係る自主測定結果の報告状況

測定対象	施設数	報告施設数	未報告理由別施設数						計	基準超過施設数
			新設	休止等	廃止	未測定	分析中	排出のない運転		
排出ガス	109	88		18	3				21	0
排出水	5	2						3	3	0
ばいじん等	109	87		18	3			1	22	0

注 1) 「施設数」は、平成 25 年 3 月 31 日現在の施設数に、平成 24 年度中に廃止した 3 施設を加えた数値である。

注 2) 「未報告理由別施設数」の中で「新設」は平成 24 年度中に設置された施設で報告期限未到来のため報告のなかった施設、「休止等」は平成 24 年度を通して休止等のため報告がなかった施設、「廃止」は測定未実施のまま平成 24 年度中に廃止された施設である。

(2) 排出ガスに係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0～4.4ng-TEQ/m³N の範囲であり、**排出基準を超過した施設はありませんでした。**

また、県が実施した 5 施設の測定結果は、0.027～4.7ng-TEQ/m³N の範囲であり、**排出基準を超過した施設はありませんでした。**(基準値：次ページの(参考)排出基準を参照。)

(3) 排出水に係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0016～3.5pg-TEQ/L の範囲であり、**排出基準に適合していました。**(基準値：10pg-TEQ/L)

(4) ばいじん等に係る基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0～8.7ng-TEQ/g の範囲でした。

このうち、ばいじん等の処理基準値(3ng-TEQ/g)を上回った 4 施設については、後処理で薬剤処理等を行う施設であり、適正に処理されているので問題ありません。

2 今後の対応

(1) 年間を通じての稼働休止により測定を実施していない施設の設置者に対しては、使用再開後は早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導をします。

(2) 引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等によりできるだけダイオキシン類を低減させるよう指導をします。

表 自主測定結果報告状況（排出ガス・排出水）

測定結果の単位：大気 ng-TEQ/m³N

水質 pg-TEQ/L

特定施設種類			施設数	報告施設数	未報告理由別施設数					測定結果		
					新設	休止等	廃止	未測定	分析中	排出のない運転	最小値～ 最大値	基準超過 施設数
大気基準適用施設			109	88	0	18	3	0	0	-	0～4.4	0
廃棄物 焼却炉	焼却能力	4t/h 以上	2	2	0	0	0	0	0	-	0.040 ～0.12	0
		2t/h～ 4t/h 未満	18	18	0	0	0	0	0	-	0.000063 ～0.54	0
		2t/h 未満	89	68	0	18	3	0	0	-	0～4.4	0
水質基準適用施設			5	2	0	0	0	0	0	3	0.0016～3.5	0
廃棄物 焼却炉	灰の貯留施設		1	0	0	0	0	0	0	1	-	0
	湿式集じん施設		3	1	0	0	0	0	0	2	0.0016	0
パルプ製造塩素漂白施設			1	1	0	0	0	0	0	0	3.5	0
合計			114	90	0	18	3	0	0	3		0

注1) 「施設数」は、平成25年3月31日現在の施設数に、平成24年度中に廃止した3施設を加えた数値である。

注2) 「未報告理由別施設数」の中で「新設」は平成24年度中に設置された施設で報告期限未到来のため報告のなかった施設、「休止等」は平成24年度を通して休止等のため報告がなかった施設、「廃止」は測定未実施のまま平成24年度中に廃止された施設である。

注3) 単位の「ng(ナノグラム)」は10億分の1グラム、「pg(ピコグラム)」は1兆分の1グラムを意味し、「TEQ」は測定されたダイオキシン類濃度をダイオキシン類の中で最も毒性が強いとされる2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した量（「毒性等量」という。）を表す。

(参考) 排出基準

単位：大気 ng-TEQ/m³N

水質 pg-TEQ/L

特定施設種類			排出基準	
大気基準適用施設			新設施設※基準	既存施設基準
廃棄物 焼却炉	焼却能力	4t/h 以上	0.1	1
		2t/h～ 4t/h 未満	1	5
		2t/h 未満	5	10
水質基準適用施設			10	

※「新設施設」は、平成12年1月16日（ダイオキシン類対策特別措置法施行日翌日）以降に設置工事がなされた特定施設をいう。